

■報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

町道で発生した自動車物損事故の損害について、相手方との示談が成立したため、国家賠償法第2条第1項に基づく賠償額を決定し、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2項の規定により専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により報告するものです。

【内容】

発生場所	町道大井川西土佐線
概要	平成31年3月29日午後2時30分頃、町道大井川西土佐線の井崎地区を走行中の自動車が落石に乗り上げ、車両を損傷したもの。
専決処分日	令和元年7月8日
損害賠償額	19,381円 内訳（車両修理費用、町の過失割合5割）
相手方	住所 四万十町 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]

〔落石発生現場〕



〔損傷部位：オイルパン〕



【根拠法令】

国家賠償法（抜粋）

（公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権）
第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。
2 （略）

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）
第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。
2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。
1 （略）
2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの
3～6 （略）